

## ○愛知淑徳大学履修及び試験規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、愛知淑徳大学学則第29条及び愛知淑徳大学院学則第27条に基づき、学生の履修及び試験に関して必要な事項を定める。

(履修登録等)

**第2条** 学生は、履修しようとする授業科目を、学期毎に定められた期日までに所定の方法により登録（以下、「履修登録」という。）するものとする。

2 前項により履修登録した授業科目の一部を、大学が予め定めた期間内に限り取り消す、又は授業科目を追加することができる。

(履修の中止)

**第3条** 学生が長期入院、長期加療等やむを得ないと認める事由により、学期の途中で履修継続することが困難となった場合、登録した授業科目の履修を中止することができる。

2 前項により、履修中止の申請をする場合には、申請しようとする本人又はその代理人が予めアドバイザーと相談し、承認を得たのち、当該学期の最終授業日（集中授業は授業最終日）までに、その理由を証明する書類を添えた履修中止申請書を、学生の所属するキャンパスの教務事務室又は教学事務室に提出して学部長又は研究科長の承認を得なければならない。

(受講制限及び調整)

**第4条** 授業科目によっては、予め受講定員を学生に通知し、履修者数を制限することがある。

2 履修希望人員が受講定員を超えた場合には、抽選、受講日時・受講科目の変更など必要な調整を行う。

(閉講等)

**第5条** 第2条に定める履修登録が終了し、各授業科目の各履修者を決定した結果、履修希望者が0名の授業科目は閉講とする。

2 前項のほか、次に掲げる授業科目について、予め授業の実施に最低限必要な履修者の数（以下、「開講最少履修者数」という。）を定め、履修一次登録が確定後、その履修希望者数が開講最少履修者数に達しなかったものは、閉講にすることがある。

(1) 全学共通履修科目

(2) 学部専門教育科目

(3) 文学部共通科目

3 開講最少履修者数については、講義系と実験・実習・実技系の科目に区分し、予め各開講主体と協議してそれぞれ決定する。

4 第2項の各号に掲げる科目のうち、必修科目、資格取得関連科目、開講主体が予め指定する科目は、開講最少履修者数による閉講は行わないものとする。

(履修指定)

**第6条** 所属する学科・専攻、学年及びクラス等によって時間割が指定された授業科目は、その指示に従って履修しなければならない。ただし、再履修、編入学及び転学部・転学科・転専攻等の場合はこの限りではない。

(履修登録できる単位数の上限等)

**第7条** 大学の授業のほかに、予習・復習時間の確保や無理のない履修計画を立てるため、各学部・学科等の教育課程の編成方針、授業方法や教育効果等を考慮して、各学年において学期毎に履修登録ができる単位数の上限、その他必要な事項を定めるものとする。

(専門科目の履修)

**第8条** 学科・専攻で定める専門科目は所属学科・専攻の学生以外の履修を認めない。ただし、資格取得を必要とする場合及び開放科目等に指定された科目は、この限りではない。

2 前項の規定にもかかわらず、単位の認定を要しない場合は、授業担当者の許可を得て聴講することができる。

(特例)

**第9条** 第2条から第8条までの規定にかかわらず、履修にかかる事項について、やむを得ない事由で特例を認めるときは、授業担当者及び開講主体の議を経て許可することができる。

(試験の実施と評価)

**第10条** 試験は学期毎に実施し、成績を評価する。

(定期試験等)

**第11条** 学年暦で定めた期間において、原則として一の科目につき60分、あるいは60分を超えて筆記による定期試験を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、定期試験の他に、次の各号の方法により試験を実施することもできる。

(1) 課題レポート

(2) 各授業の最終回に実施するまとめのテスト（以下、「授業内テスト」という。）

(3) 実験・実習・実技

(4) 演習及び卒業論文等の科目における作品、実技及び実習、論文などの提出  
(受験資格の喪失)

**第12条** 学生が一の授業科目について、実授業時数の3分の1を超えて欠席し、授業担当者もこれを確認した場合には、当該試験の受験資格を喪失する。

(受験上の注意)

**第13条** 受験に際して次の注意を守らなければならない。

(1) 試験開始20分を経過した後の入室は認めない。

(2) 試験開始30分を経過しない前の退室は認めない。

(3) 配付された答案を提出しない場合は放棄したものとみなす。

(追試験)

**第14条** 定期試験（授業内テストを除く。）の当日、病気、事故等その他やむを得ない事由によって当該試験を欠席した者で、所定の期間内に追試験の受験手続を行ない認められた場合は、追試験を受験することができる。

2 前項の追試験を希望する者は、所定の期日までに追試験受験願にその事由を証明する書類を添え、学生の所属するキャンパスの教務事務室又は教学事務室に提出しなければならない。

3 学生の所属する学部又は研究科の教務委員会は、前項の願に基づき追試験受験資格を審議し、その結果を当該学生に通知する。

4 追試験を欠席した者に対する再度の追試験は行わない。

(再試験)

**第15条** 不合格となった履修科目の再試験は実施しない。ただし、4年生を対象に卒業年次の履修科目に限り、前後期各4単位の範囲で不合格（成績評価F）となった科目の再試験を実施することができる。

2 前項のただし書きにある試験の受験を希望する者は、所定の期日までに「再試験受験願」を所属するキャンパスの教務事務室又は教学事務室に提出しなければならない。

- 3 再試験の成績については、合格をC、不合格をFと表して評価する。
- 4 再試験を欠席した者に対する追試験は行わない。
- 5 再試験の結果、不合格となった者に対する再度の再試験は行わない。

(試験監督等)

**第16条** 適正な試験環境の保持によって試験を公平かつ厳正に実施するため、授業担当者は試験を監督し、不正行為の抑止に努めなければならない。

- 2 一の試験科目において、監督者が必要と認めた場合は、受験者の座席を指定することがある。
- 3 一の試験科目において、定期試験の実施にあたり、各開講主体が必要と判断した場合及び履修者が多人数に亘り、授業担当者及び教務事務室又は教学事務室が必要と判断する場合には、監督補助者を用意し配置することがある。
- 4 定期試験の他、第11条第2項第2号に定める授業内テストにおいても、各開講主体の希望がある場合には前項の規定を準用し、監督補助者を配置することができる。

(不正行為への対応)

**第17条** 試験において、不正行為が発覚した場合は、該当行為を行った学生に対し、当該科目を失格とし、懲戒処分を課すものとする。

- 2 懲戒については別に定める。

(補則)

**第18条** この規程に定めるものの他、履修及び試験に関しその他必要な事項は、別に定める。

(改廃)

**第19条** この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。